

追録 13 号 (H27.4)

改正要旨

○測量業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

・第127条 再委託の記述を一部改正

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書 改正箇所一覧（H27.4改正）

1-2 測量業務共通仕様書

編章	条	項	改正ページ
第1編 共通編 第1章 総則	第273条 再委託	1	1-2-10

以下に添付する本文の改正ページの改正表示

削除箇所：○○○○○

追記箇所：○○○○○

た場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受注者の賠償責任

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

~~イ. 測量業務における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断並びに観測~~

(1) 測量業務における総合企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停